

令和7年度中堅企業への成長支援事業

～デジタルマーケティング等を活用して～

支援企業公募要領

受付期間：令和7年4月2日（水）～令和7年4月28日（月）（13時必着）

（目次）

- 1 事業の目的
- 2 支援内容
- 3 応募資格
- 4 応募方法等
- 5 審査方法
- 6 審査項目
- 7 審査結果の通知
- 8 支援企業の義務
- 9 費用負担
- 10 提出書類一覧

令和7年4月2日

公益財団法人岡山県産業振興財団

1 事業の目的

岡山県と（公財）岡山県産業振興財団では、独自技術など潜在的な成長力を有する県内中小企業（製造業）を公募により選定し、プロジェクトマネージャーを中心とした強力な専門家による伴走支援を行いながら、製品開発の促進や取引の拡大を目的としたマーケティング支援事業を実施します。昨今のビジネス環境を取り巻く変化に即し、企業の成長を一層促進するためデジタルマーケティング等の新たな手法も取り入れ、中堅企業への成長に向けた支援を実施します。

2 支援内容

マーケティング経験・知識の豊富なプロジェクトマネージャーを中心に、製品デザインや販売促進、デジタルマーケティング等の分野別の専門家で構成する支援チームを編成し、実際に現場に赴き現場・現物に基づいた課題に応じた事業戦略、製品開発、販売促進方法等について、きめ細かな助言を行う。

3 応募資格

中小企業支援法第2条に規定する中小企業者で、岡山県内に本社を置く、従業員300人以下の製造業の法人。

※過去に当該事業による支援を受けている場合は、前回支援事業の終了から3年が経過している場合のみ対象となります。

4 応募方法等

（1）応募方法

支援要請書（様式1）及び必要書類を所定の公募期限までに（公財）岡山県産業振興財団（以下、「財団」という。）へ郵送、持参またはメールで提出すること。

※郵送または持参の場合は、提出書類はホッチキス止めや製本等をせずに提出すること。

※メールで書類を提出する場合は、本事業名をメールのタイトルに記載すること。

※事務局のメールサーバーの受信可能容量は10MBのため、それを超える場合は分割してメールを送信するか、オンラインファイル送信サービス等を利用すること。

※提出書類を受理した後、事務局より「受理完了メール」を送信します。4月28日までに「受理完了メール」が届かない場合は、4月30日までに事務局へご連絡ください。（連絡がない場合は申請を受付できませんので、ご注意ください。）

（2）受付期間

令和7年4月2日（水）～ 令和7年4月28日（月）（13時必着）

（3）提出先

〒701-1221 岡山市北区芳賀 5301

（公財）岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 研究開発支援課

5 審査方法

- (1) 「支援要請書（様式1）」で申込みのあった中小企業者について、財団において、書類審査を行う。
- (2) 書類審査で選考された中小企業者について、支援企業選定委員会において、プレゼンによる審査を行う。

6 審査項目

本事業の事業目的実現の観点から、次に定める審査項目に基づいて総合的に審査する。

- (1) 支援要請企業の事業計画（事業目標、現状の課題、支援要望を含むものとし、以下「事業計画」という。）の実現に向けた独自の技術力、経営革新意欲等の潜在成長力を有していること
- (2) 事業計画に具体性、独自性、先進性が認められること
- (3) 事業計画に成長性が見込まれること
- (4) 自社の経営課題を把握していること又は経営課題の分析・把握を計画していること
- (5) 事業計画の実現に必要な企業の推進体制が備わっていること
- (6) 直近の財務状況から、事業計画が適切に遂行できると期待できること
- (7) 過去に当該事業による支援を受けていない、新規の応募者であること

7 審査結果の通知

選定結果は、中小企業者に書面により通知する。

8 支援企業の義務

- (1) 支援企業は、事業終了後速やかに「成果報告書（様式3）」を財団に提出する。
- (2) 支援企業は、事業終了後3年間は、「事業状況報告書（様式4）」及び決算書等の財務諸表を財団の求めに応じて提出する。

9 費用負担

本事業の支援チームが行う支援に係る費用（謝金・旅費等）について、企業負担は不要、企業が事業計画を実行するために要する諸経費は企業負担。

10 提出書類一覧

- (1) 支援要請書（様式1）
- (2) 決算書（貸借対照表、損益計算書）直近3期分
- (3) パンフレット等の会社概要が分かる資料